



税の申告と相談受付が始まります。

町県民税・所得税の申告期間

2月16日(水)から3月15日(火)

月16日(水)から始まります。

町税務課では、申告相談を中央公民館講堂で別表のとおり地区別に実施します。例年期限が迫りますと窓口が大変混雑しますので、地区別日程に従って申告されますよう協力を願います。

持参するもの

町県民税申告書

16年度納税通知書

16年度固定資産課税明細書

16年度国民年金保険料領収書

日雇等の場合、給与支払い証明書を持参した方については給与控除ができます。

生命保険料、損害保険料支払い証明書

医療費領収書（総所得の5%又は10万円以上支払った方が該当します）

16年中にトラクター・コンバイン・農業用自動車等を取得された方は、取得当時の領収書又は販売証明書

確定申告が必要な方

所得税

各種所得金額の合計額が、所得控除額（基礎控除・配偶者控除などの控除）を超える方。

給与所得者で、年収が2千萬円を超える方。

給与所得のほかに、20万円を超える所得のある方。

2ヵ所以上から給与の支払いを受けている方。

雑損控除・医療費控除・住宅借入金等特別控除など、所得税の還付を受けようとする方。

町県民税

平成17年1月1日現在横芝町に住所があり、平成16年

町県民税の申告と所得税の確定申告相談受付が、2月16日(水)から始まります。

中に所得があつた方。（所得の確定申告をした方は除外）

平成16年中に所得がなかつた場合でも、国民健康保険税軽減の判定資料等になりますので「町県民税申告書」の提出をお願いいたします。

勤務先から給与支払い報告書の提出がなかつた方。

給与所得のほかに地代、家賃、営業、農業、利子配当などの所得のある方。

※問い合わせ先
税務課

平成16年中に退職された方。
※平成16年中に所得があつた方。（所得の確定申告をした方は除外）

平成16年中に退職された方。
※平成16年中に所得があつた方。（所得の確定申告をした方は除外）

譲渡所得のある方へ
譲渡所得の申告相談は、直接「東金税務署」へお願いいたします。

☎ 82-8804・8805

[例表] 地区別申告相談日程

月 日	曜日	対象地区
2月16日	水	中台、牛熊、木戸台、町原、谷台
17日	木	長倉、取立、姥山、遠山
21日	月	小堤、寺方、曾根合、於幾、坂田
22日	火	上町全域、大島団地
23日	水	本町全域、古川全域
24日	木	東町全域、両国新田
25日	金	栗山のうち東部・第1・第2・第3・第4・南部2
28日	月	上記以外の栗山地区
3月1日	火	鳥喰全域
2日	水	北清水全域
3日	木	新島全域
4日	金	屋形全域

受付場所：中央公民館2階講堂
受付時間：午前9時～11時 午後1時～4時